

23 障害児相談支援サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
55	1111	児童利用支援Ⅰ	イ 障害児支援利用援助費	(1)障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1,625 単位加算	1月につき	
55	1131	児童利用支援Ⅱ		(2)障害児支援利用援助費(Ⅱ)	814 単位加算		814
55	1211	児童継続支援Ⅰ	ロ 継続障害児支援利用援助費	(1)継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1,322 単位加算		
55	1231	児童継続支援Ⅱ		(2)継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	661 単位加算		661
55	6015	児童相談特追加算	特別地域加算		単位加算		
55	5370	児童相談上限額加算	利用者負担上限額管理加算		150 単位加算	150 月1回限度	
55	6020	児童相談初回加算	初回加算		500 単位加算	500 1月につき	
55	6010	児童相談特定事業所加算Ⅰ	特定事業所加算	イ 特定事業所加算(Ⅰ)	500 単位加算	500	
55	6011	児童相談特定事業所加算Ⅱ		ロ 特定事業所加算(Ⅱ)	400 単位加算		400
55	6012	児童相談特定事業所加算Ⅲ		ハ 特定事業所加算(Ⅲ)	300 単位加算		300
55	6013	児童相談特定事業所加算Ⅳ		ニ 特定事業所加算(Ⅳ)	150 単位加算		150
55	6810	児童相談入院時情報連携加算Ⅰ	入院時情報連携加算	イ 入院時情報連携加算(Ⅰ)	200 単位加算	200	
55	6811	児童相談入院時情報連携加算Ⅱ		ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ)	100 単位加算		100
55	6820	児童相談退院退所加算	退院・退所加算(月3回を限度) 注 初回加算と選択することとし、併給不可		200 単位加算	200 1回につき	
55	6835	児童相談機関等連携加算	医療・保育・教育機関等連携加算 注 初回加算又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は併給不可		100 単位加算	100 1月につき	
55	6825	児童相談担当者会議実施加算	サービス担当者会議実施加算		100 単位加算	100	
55	6830	児童相談モニタリング加算	サービス提供時モニタリング加算		100 単位加算	100	
55	6840	児童相談行動障害支援体制加算	行動障害支援体制加算		35 単位加算	35	
55	6845	児童相談要医療児者支援体制加算	要医療児者支援体制加算		35 単位加算	35	
55	6850	児童相談精神障害者支援体制加算	精神障害者支援体制加算		35 単位加算	35	
55	6855	児童相談地域生活支援拠点等相談強化加算	地域生活支援拠点等相談強化加算(月4回を限度)		700 単位加算	700 1回につき	
55	6860	児童相談地域体制強化共同支援加算	地域体制強化共同支援加算(月1回を限度)		2,000 単位加算	2,000	